

## 那須塩原市森林環境整備促進基金の活用に関する基本方針

### (目的)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「法」という。）に基づき、森林の整備及び木材の利用の推進に関する事業に資金を充てることを目的に設置した那須塩原市森林環境整備促進基金（以下「基金」という。）の活用を図るため、この基本方針を定める。

### (基金の活用)

第2条 基金は、法の趣旨に基づき、法第34条第1項に規定された使途の範囲内で次の事業に活用する。

- (1) 森林の整備に関する事業
- (2) 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保に関する事業
- (3) 森林の有する公益的機能に係る普及啓発に関する事業
- (4) 木材の利用促進に関する事業
- (5) その他の森林整備の促進に関する事業

2 前項第4号の事業については、県産出材の使用を原則とする。ただし、県産出材の使用が困難な場合は、国産材の使用も可とする。

3 同条第1項第4号の事業の実施に当たっては、那須塩原市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針を遵守するものとする。

### (活用方法)

第3条 前条第1項の各号に定める事業の具体的な活用方法については、別表のとおりとする。

### (予算措置)

第4条 基金の活用を希望する部局（以下「担当部局」という。）は、事前に農務畜産課と協議するものとする。

2 基金を活用する事業の予算措置は、事業の担当部局において行うものとする。

### (基金への積立て)

第5条 基金の積立ては、森林環境譲与税及び基金の運用から生ずる収益に限るものとする。

### (基金の管理)

第6条 基金の管理は、農務畜産課において行うものとする。

### (使途の公表)

第7条 法第34条第3項に規定された森林環境譲与税の使途の公表については、市ホームページにおいて行うものとする。

### 附 則

この方針は、令和2年10月1日から適用する。

### 附 則

この方針は、令和8年6月10日から適用する。

## 別表

事業名	活用方法
森林の整備に関する事業	(1) 森林経営管理法に伴う市が行う私有林の整備（間伐等）
	(2) 管理放棄された里山林の整備、竹林の伐採・除去活動
	(3) 間伐等に必要なる路網の整備及び維持管理
	(4) 森林境界の画定
森林の整備を担う人材の育成及び確保に関する事業	(1) 林業就業を希望する者に対する実践的、体系的な研修
	(2) 林業に興味のある方に対する研修等
	(3) 林業労働災害の防止、安全向上を目的とした研修
	(4) 林業機械、安全装置（防護衣等）の導入及び支援
	(5) 市が実施する地域林政アドバイザーの活用
	(6) 市職員に対する知識、情報等の取得のための研修
森林の有する公益的機能に係る普及啓発に関する事業	(1) 林業体験、森林観察、森林機能の学習
	(2) 木工体験、市木工コンクールの開催
	(3) 森林整備や木材利用を通じた都市と山村が連携した取組み
	(4) ボランティア団体等が樹林地で行う植樹、育樹活動
木材の利用促進に関する事業	(1) 市有施設の木造、木質化の推進
	(2) (1)の木製備品の購入（木製机・椅子・遊具類）
	(3) 市有施設の燃料としての木材調達・利用
その他の森林整備の促進に関する事業	(1) 森林GIS等の整備、更新
	(2) 森林経営管理法において使用する林道及び作業道の修繕等
	(3) 森林環境譲与税の活用等を検討する協議会の設置及び運営